

告発調査ガイドライン

平成 30 年 1 月 15 日制定

1 制定の趣旨

本ガイドラインは、特定非営利活動法人ふれいす東京（以下、「本法人」という。）における公正かつ健全な研究活動のために、職員等からの研究活動における不正行為に関する告発の仕組みを整備し、研究活動に関する不正行為の早期発見と本法人の自主的な規律による積極的な是正を図り、本法人が研究活動において求められるコンプライアンス体制の強化を目的として定めるものである。

2 対象とする不正

本ガイドラインは、次の行為をその対象とする。

- (1) 競争的資金の不正使用
国、地方公共団体等（以下、「配分機関」という。）から本法人に配分される競争的資金（以下、「競争的資金」という。）の故意もしくは重大な過失による不正な使用または処理。
- (2) 研究活動における不正行為で、故意または研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるもの。
 - ア) データ、研究結果等の捏造
 - イ) データ、研究結果等の改ざん
 - ウ) 他の研究者による研究の盗用
- (3) その他

3 告発窓口

- (1) 本法人における公的資金不正、研究不正に関する本法人内外からの告発（報道や会計検査院等の外部機関からの指摘を含む、以下、「告発等」という。）を受け付ける窓口を本法人の事務・総務部門に置き、統括管理責任者が監督する。
- (2) 統括管理責任者は、告発の受付から 30 日以内に、告発等の内容の合理性を確認し調査の要否を判断するとともに、当該調査の要否を最高管理責任者と配分機関に報告する。

4 調査委員会

- (1) 統括管理責任者は、調査が必要と判断された場合は、調査委員会を設置し、不正の有無とその内容、関与した者とその関与の程度、不正使用の相当額等について調査を実施し、認定を行う。
- (2) 調査委員会は、公正かつ透明性の確保の観点から、本法人に属さない第三者で、本法人および告発者、被告発者と直接の利害関係を有しない者を含む。
- (3) 統括管理責任者は、被告発者による調査対象となる研究活動と研究費使用を停止する。
- (4) 調査委員会の報告にもとづき、最高管理責任者は理事会にはかり、不正が認められた者に対して懲戒処分を行う。

5 配分機関への報告

- (1) 最高管理責任者は、告発等の受付から 210 日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防

止計画等を含む最終報告書を配分機関に提出する。期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を配分機関に提出する。

- (2) 調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、配分機関に報告する。
- (3) 配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を当該配分機関に提出し、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じる。
- (4) 調査の実施に際して調査方針、調査対象及び方法等について、配分機関に報告、協議する。

6 改廃

本ガイドラインの改廃は、研究担当理事の発議に基づき、理事会が決定する。